

「そばにいるね。  
安心の経営。」



農機具共済

のうきくん

# あらゆる災害にワイドに補償



## ☆加入できる農機具は

トラクター、コンバイン、田植え機など(その他別に定める機種及び付属装置)耐用年数の範囲で新調達価額を限度として加入できます。(耐用年数を越えたものについては、新調達価額の50%を限度)最高1,000万円まで加入できます。

## ☆支払いできない事故

- 加入者の故意、重大な過失・法令違反及び自然消耗等(運転者の故意若しくは重大な過失又は加入者と同じ世帯に属する親族の故意も含む)
- 農作業以外の使用目的による事故 機械的な欠陥、摩滅、腐食及びその他自然消耗及び故障
- 消耗品(タイヤ、チューブ、ベルト等)のみに生じた損害
- その他別に定める免責基準による
  - ①走行系統、エンジン本体、冷却系統、潤滑系統 20~50%
  - ②作業装置、伝動系統 20%など

## ☆共済金の支払

損害の額が、新調達価額の5%の額又は1万円のいずれか低い額を超えた場合に共済金が支払われます。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

- 共済金のほかに
- ①臨時費用として「共済金の10%」をお支払します。
  - ②共済事故により、死亡又は後遺障害を被った場合に共済金額の30%(50万円を限度)をお支払します。

共済目的とする農機具の種類及び耐用年数一覧表

種類	機種	耐用年数
原動機	モーター	10
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	8
乗用トラクター		8
耕うん整地用機具	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みそ切り機・心土破砕機(パンプレーカー)・みぞ掘り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機(カルチベーター)・歩行用トラクタ(動力耕うん機を含む。)	5
栽培管理用機具	たい肥散布機(マニュアルスプレッダー)・石灰散布機(ライムソフワ)・施肥播種機・田植機・管理機・あぜ塗り機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・スピードダスター・土壤消毒機・誘が灯	5
	かんがい排水機具	8
収穫調製用機具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機(バインダーを含む。)、カッター・稲わら収集機(自走式のものを除く。)、収穫機(苧麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機)・掘取機(たまねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む。)、つる切り機・茶摘採機・茶刈込機・野菜洗浄機・洗浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー	5
	ウインドローア・普通コンバイン・脱穀機・もみすり機・とうみ・乾燥機(穀物・特用作物・しいたけ用を含む。)、選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動制御機・ツリータワー・はっか蒸りゆう機・いも切機・干びょう製造機	8
農産加工用機具	精米又は精麦機(研穀機・押麦機及びひき割機を含む。)	10
	い草選別機・いわり機・畳表織機(いむしろ織り機を含む。)、花むしる織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機	5
畜産用機具	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製糞機・蒸茶製造設備・再生茶設備	8
	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッダー・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー(ペールローダ・マニュアルローダを含む。)、ヘーカッター・ヘッドライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージプロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・自動給餌機・自動給水機・搾乳機(ミルカー)・牛乳冷却機・ふ卵機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機・電牧装置・カウトレーナー・ふん焼却機	5
養蚕用機具	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料配合機・飼料成形期・カッター・脱粒機・洗卵選別機・パーンクリーナー・自動飼料かくはん機・取卵用具	8
	条桑刈取機・抜根機・暖房機	5
運搬用機具	蚕(稚蚕・壮蚕)用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・さ桑機・動力糸払機・自動取繭毛羽取機・自動取繭機・繭毛羽取機	8
	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条運搬機(モノレールカー)	4

1年間の掛金は下記のとおりです。

共済金額	50万円	80万円	100万円	200万円	300万円
共済掛金	2,360円	3,770円	4,720円	9,440円	14,160円

## 農機具共済のご契約にあたって（重要事項説明書）

この説明書は、農機具損害共済への加入にあたり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい契約上の重要事項を整理したものです。加入申し込みの際、よくご覧いただけますとともに、この説明書でわかりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧ください。また、神奈川県農業共済組合にお問い合わせ願います。

### ●加入申し込みと契約の成立

農機具損害共済の契約は、加入される方が共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に必要事項を記入、押印して神奈川県農業共済組合に申し込み、神奈川県農業共済組合がその申し込みを受諾したときに成立します。

加入申込書には、事実をありのまま、正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる場合には、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので特にご留意願います。また、加入申込書の提出後、記入の誤りに気付いたときは速やかに神奈川県農業共済組合にご連絡ください。

### ●契約額の締結について

契約額（以下「共済金額」といいます。）は加入申し込みのときに加入される方が農機具1台ごとに申し出た金額ですが、その上限は1,000万円です。

なお、共済金額がその農機具の価値を超えている場合には、超えた部分の共済金額は無効の扱いになりますのでご留意願います。

### ●共済金額の分担

加入いただいた農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれの契約の支払金額合計が共済約款に定める支払限度額を超えるときは、共済約款に定める方法により共済金を分担して支払います。

### ●損害発生時の通知

加入した農機具に損害が発生したときは、遅滞なく事故発生時の通知をお願いします。

### ●損害防止の義務

加入者は、加入した農機具について通常の管理・損害防止を行うとともに、事故が発生またはその原因が生じたときは、その防止・軽減に努めてください。この努めを怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。

### ●共済責任期間中の異動通知

共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる事実が発生した場合には、速やかにご連絡願います。加入者がこの通知を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合がありますので、特にご留意願います。

### ●共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできません。

- (1) 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害
- (3) 加入者以外の方が共済金を受け取るときは、その方の故意・重大な過失・法令違反による損害
- (4) 運転者の故意・重大な過失・法令違反
- (5) 農作業以外の使用目的による損害
- (6) 加入した農機具が本来持っている欠陥・摩滅・腐食・さびその他の自然消耗による損害
- (7) 故障・凍結・消耗品にのみ生じた損害
- (8) 加入者が損害発生時の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実に対する通知をしたとき
- (9) 損害調査等に必要書類を偽造・変造したとき
- (10) 掛金を追加して納めなければならなくなったときの追加掛金の支払いを加入者が怠ったとき
- (11) 加入者が共済金請求の手続きを3年間怠ったとき

### ●共済契約の無効

共済金額がその農機具の価値を超えているとき、超えた部分の共済金額は無効になります。

### ●個人情報の取扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当組合が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

### ●その他の重要事項

当農業共済組合が何らかの事由により解散せざるを得ない状況になった時、農業災害補償法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対する共済掛金は加入者に払い戻すことになっていますが、財務状況によっては削減されることがあります。



●お問い合わせは

担当者

神奈川県農業共済組合

本所 伊勢原市上粕屋43-2  
TEL 0463 (94) 3211 (代)  
直通 050 (3535) 0643  
FAX 0463 (92) 5830  
東部支所 TEL 045 (392) 0038  
西部支所 TEL 0465 (82) 0138  
北部支所 TEL 042 (784) 8500  
<http://www.nosai-kanagawa.jp>